Osaka University Knowledge Archive

Title	コメント6　国際ワークショップ「近代東アジア土地調査事業研究」に参加して
Author(s)	宮嶋, 博史
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2007, 2, p. 94-96
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26993
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

コメント6

国際ワークショップ「近代東アジア土地調査事業研究」に参加して

宮嶋博史

朝鮮における土地調査事業を中心として、近代東アジアにおける土地制度の改革について研究を進めてきた私にとって、中華民国期の土地制度改革の実態については、関心をもちながらも空白の状態に置かれていた。そして唯一、笹川裕史氏の研究がその空白を埋めてくれる業績であった。このような状況が長く続いていたので、大阪大学の片山剛氏から研究会の消息と、今回のワークショップ参加の誘いをいただいたのは、私にとって望外の喜びであった。

期待に違わず、ワークショップにおける各氏の報告とそれをめぐる討論は、きわめて有益で、多くのことを学ばせていただいた。特に近年、社会経済史、とりわけ土地制度史に関する研究者の関心が全体として薄れている中で、研究の同志に出会えたような思いがして、幸せな時間を送ることができた。片山氏をはじめ、参加者のみなさんに深く感謝したい。また、長年、論文や著書を通じてしか接することのできなかった笹川氏にもはじめてお目にかかることができたし、明清代魚鱗図冊研究の先駆者であられる鶴見尚弘先生のお話しを直接伺うこともでき、またとない機会となった。

さて、ワークショップではコメンテイターという資格で参加し、簡単なコメントをさせていただいたが、その内容を略記するとともに、当日は十分に述べることができなかった点についても捕捉しておきたい。

近代東アジアの各種「土地調査事業」では、二つの課題が共通して掲げられたと考えることができる。すなわち、第一に、近代的な所有制度の確立と、それに伴う地税制度確立という課題であり、第二に、地籍制度の確立と、それを基礎とした地形図の作成という課題である。「近代東アジア土地調査事業研究」というプロジェクトが成り立つためには、これら二つの課題の遂行に際して、東アジアという地域に固有の共通した特徴が存在したの

か否かが、決定的に重要であると考えられる。

このような観点から今回のワークショップの報告・討論をみるとき、報告の多くが第二の課題、すなわち地籍制度確立の問題、および地形図作成の問題に関してのものであった。そしてこの課題の遂行過程に関しては、東アジア各地域の相互の影響関係が明らかにされ、地域ごとの特色もある程度明らかにされたということができる。この点が、今回のワークショップの最大の成果であるといえよう。特に、中国の地籍図の現存が確認され、その実態が、ごく一部の地域のものであれ紹介されたことは、大きな意味をもつものと考えられる。

それに対して、第一の課題、すなわち近代的土地所有制度・地税制度確立の問題に関しては、あまり意識的な追求がなされなかったように感じられた。これは、利用されている資料が主に地籍図であり、所有関係や地税賦課の問題を究明するのに不可欠の資料である土地台帳や土地登記簿がまったく利用されていないという状況に大きく規定されたものと考えることができる。さらに、これらの問題を究明するためには、「土地調査事業」に先立つ時期の土地帳簿、中国の場合であれば魚鱗図冊などとの比較も行う必要があるので、きわめて困難な作業であるが、今後この問題をどのように追求するのかが、プロジェクト全体にとって大きな課題ではないだろうか。

私はこれまで第一の課題に関心をもって、朝鮮における土地調査事業を中心的な研究課題としてきたが、その過程で得られた結論は、朝鮮土地調査事業では植民地支配という条件が存在したにもかかわらず、近代的土地所有権の確立が比較的スムースに行われた、ということであった。そしてこうしたことが可能であったのは、土地調査事業に先立つ時期の土地所有関係が単純なものであったこと、すなわち、一つの土地に対する所有権者がほとんどの場合一人であり、領主的土地所有のような重層的土地所有関係が存在しなかったためである、というのが私なりの結論であった。

日本の地租改正の場合は、朝鮮と異なって、領主的土地支配の廃棄という課題が存在したが、近世日本の領主的土地所有は国家的に集中されており、個別大名の土地支配は形骸化されていたために、地租改正とは別個に実施された秩禄処分によって、領主的土地所有が比較的容易に廃絶され、したがってやはり近代的土地所有権の確立がスムースに実現されたと考えられる。したがって、日本や朝鮮においては、前近代の土地所有関係がかなり独特の内容を有していたために近代的土地所有制度の確立が、他の地域に比較して容易であったというのが私の考えなのであるが、こうした立場に立つとき、中国の場合はどのようにとらえることができるのであろうか。私が中国に対してもっとも関心をもつのは、この問題に関してである。

あらためていうまでもなく、明清代の中国では、領主的土地所有というものが存在しなかった。土地支配は国家に集中されており、その点では朝鮮王朝と同様であったと考えられる。それでは、中国においても近代的土地所有制度が比較的容易に確立された、あるいは確立されるはずであった、と考えることが可能であろうか。どうもそうではなかったのでなないか、というのが現在の私の考えである。

清代末期の中国における土地所有関係は、きわめて複雑なものであったようである。一方では、皇族や旗人に対する特権的な土地の授与に淵源する、前近代的というべき土地所有関係が存在するかと思えば、「典」とか「押」というような、土地利用権を重視する、ポスト・モダンともいいうる関係が広範に存在するなど、その複雑さは、単純に前近代的な複雑さとか、制度の紊乱による複雑さとはいえないものであったように思われるのである。「典」とか「押」という関係は往々にして、前近代的なものと見なされがちであるが、前近代における土地利用権（耕作権）の強さは、たいていの場合、耕作者に対する人格的支配と結びついているのであるが、清代中国の場合は、土地利用権者に対する人格的支配は存在しなかったと考えられる。したがってこれを前近代的なものと見るのは困難であり、むしろ所有権に対する利用権の保護という点では、現代的土地所有を先取りする性格をもっていたと考えたいのである。

周知のように、近代的土地所有というものは、所有権の絶対性をきわめて重要な属性とするものであるが、清代中国の土地所有関係はこうした近代的土地所有になじまない側面を強く有していた。したがって日本の支配化で行なわれた台湾や関東州の土地調査事業、あるいは「満州国」における土地整理の過程で、この問題がどう処理されようとしたのか、またどう処理されたのかが注目されるのである。さらには、民国政府が実施しようとした地籍整理事業では同様の問題がどう扱われたのか、そこに日本の主導下に行なわれた土地調査とは異なるものが存在したのかも、やはり注目する必要がある。総じていえば、清国の支配下にあった地域における「土地調査事業」は、近代的土地所有制度というものがもっている問題点・限界を曝け出すことにならざるをえなかったのではないか、現在のところ、私はこのように考えている。

いずれにせよ、中国における土地所有の問題は一筋縄ではいかない複雑なものであり、このプロジェクトはその「虎の尾を踏んだ」感、なきにしもあらずであるが、それだけに研究の進展が期待されるところでもある。